

第IV章 建設工事の施工

第21条 材料および製品の出所

21. 1. 契約に別段の定めがある場合を除き、請負者は、工事に用いる材料、製品または建設用部品が契約上の条件を満たすことを条件として、これらのものの出所を選択することができる。

21. 2. 工事に用いる材料、製品または建設用部品の出所が契約に指定されている時は、請負者は、施工監理者が文書で許可する場合に限り、その出所を変更することができる。この場合、契約金額は、許可書が新契約金額の適用を認める場合に限り変更される。新契約金額は第14条に定める方法で算定し、施工監理者は許可を与えたのち14日以内に工事命令で暫定価格を通知しなければならない。

施工監理者がその許可を、請負者による契約金額の値引きの受諾を条件とする時は、請負者はこの値引きに異議を申し立てることができない。

第22条 材料の採取地

22. 1. 契約に材料取得のための採取地または利用地が定められた場合において採取作業中に産出材料の質または量が不十分となった時は、請負者は、その旨を直ちに施工監理者に報告しなければならない。この場合、施工監理者は、場合により請負者の申し出に基づいて新規の採取地を指示する。この変更により、第14条に定める方法に従って新契約金額を決定することができる。

22. 2. 契約において、発注者が採取地を請負者に自由に使用させるものと定めている時は、使用料および国庫納付金は発注者が負担する。その場合請負者は、採取地で採取した材料を施工監理者の文書による許可なしに、契約に無関係の工事に利用することはできない。

22. 3. 請負者は、第22.2.に定める場合を除き、必要に応じて材料の採取のために要する政府の許可を得なければならない。採取または利用のため支払う補償または国庫納付金は請負者が負担する。

22. 4. 請負者は、すべての場合に採取地の運営費および開発費を負担する。

請負者は、同様に材料の採取、連絡道路の建設、又、より一般的には採取地の運営に必要な整備工事により生ずる損害を発注者に依存しないで自ら負担する。請負者は、このような損害の補償が発注者の負担となる場合、発注者を免責する。

第23条 材料および製品の品質…規格の適用

23. 1. 材料、製品および建設用部品は、契約の規定およびフランス公認規格の規則に従わなければならない。適用する規格は、第10.45.に定める契約金額の決定の月の初日に有効である規格とする。規格に対する例外扱いは、一般技術仕様書から生ずるものでない限り、一般技術仕様書と一般契約条件の例外と同様に、特記契約約款の最終条文に示される。

材料、製品および建設用部品が、フランス公認規格が存在するにも拘わらず、規格のマー

クを有しない場合、請負者は、規格の規則に合致することを証明すれば、それを使用することを許される。

施工監理者は、外国産の材料、製品または建設用部品に対して、フランス規格の規則に対するささいな相違については承認することができる。施工監理者はその場合、その材料、製品および建設用部品の検収条件を明確にする。

- 23. 2.** 請負者は、施工監理者が文書により許可した場合に限り、契約に定める品質と異なる品質の材料、製品または建設用部品を使用することができる。代替使用の場合、契約金額は、与えられた許可書がその代替使用に対して新契約金額を適用することを認めている場合に限り変更される。この新契約金額は第 14 条に定める方法で決められ、施工監理者は、工事命令により許可を与えた日から 15 日以内に暫定の金額を通知しなければならない。

施工監理者が、決められた値引きを請負者が受け入れることを条件に上記の許可を与える場合には、請負者は契約金額の値引きに異議を唱えることはできない。

第 24 条 材料と製品の品質検査、テストと試験

- 24. 1.** 材料、製品および建設用部品は、その品質検査のためテストと試験を受けるが、それは契約条件、フランス公認規格の規則に従って行われ、準拠規格およびこの規格の適用除外に言及した第 23. 1. は本条にも適用される。

契約または規格の中に使用する試験方法を定めていない場合は、請負者がそれを提案して施工監理者の承認を受ける。

- 24. 2.** 請負者は、材料、製品および建設用部品を準備された検査を容易にするために入庫する。請負者は、材料、製品および建設用部品が検査待ちのもの、合格したもの或いは拒否されたものであるかが容易に区別できるようにあらゆる対策を講じる。

拒否された材料、製品および建設用部品は、速やかに現場から撤去しなければならない。必要がある時は、第 37 条の規定を適用する。

- 24. 3.** 検査は、特記契約約款の指示に従って行われるものとし、その指示を欠く時は施工監理者の決定に従って現場、或いは請負者、その下請負人または供給者の工場、倉庫または採石場で行われる。検査は、施工監理者によって行われるか、又は特記契約約款で定める試験所または検査所が行なう。

施工監理者またはその担当者が自らテストを行なう場合、請負者は必要な設備を自由に使用させるが、施工監理者またはその担当者に対するいかなる報酬も負担しない。

試験所または検査所が行なう検査は、請負者の配慮および負担により行なう。請負者は、施工監理者に、行われた検査の結果を確認する証書を送付する。施工監理者はこの証書を見て、その材料、製品または建設用部品を使用するか否かを決定する。

- 24. 4.** 請負者は、自ら費用を負担して検査に必要な見本を提供する。

請負者は、必要がある時は、製品の種々の加工段階にあるものを検査用に採取することができる装置を製造設備に装備する。

- 24. 5.** 材料、製品または建設用部品の供給のために、契約または規格に定める検査を行った結果、その供給を承認できない場合は、施工監理者は請負者と協議のうえ、その供給の全部

または一部を承認するため追加検査を行なうことができる。この場合、代金の値引きを行なうこともあり、追加検査の費用は請負者が負担する。

24. 6. 次の検査については、請負者は費用を負担しない。

施工監理者が行うか、又は行わせるテスト、或いは契約または規格に定めのないもの。

フランス公認規格のマークを持つか、又は官庁の承認を得ている材料、製品または建設用部品に対して施工監理者が命ずる検査であって、マークに属する品質または官庁の承認に要求される品質を確認するだけの目的でなされる検査

24. 7. 請負者は、検査にともなう契約担当官、施工監理者、又はその担当者の出張旅費および宿泊費を負担しない。

第 25 条 材料と製品の数量検査

25. 1. 材料と製品の数量の決定は、双方の立会いによって行なう。

送り状の対象となる材料と製品については、送り状の示す数量表示に正確なものとみなされるが、施工監理者は引渡しの際に計量による立会い検査を行わせる権利を有する。

その検査の費用：

計量により通常の運送による目減りを上回る数量不足があることが判明した時は、請負者が負担し、不足が通常の日減り以下の場合は、発注者が負担する。

25. 2. 材料、製品または建設用部品の運送が過積みのトラックで行われたことが判明した時は、その運送に要した費用は契約の精算に際して計算に入れられない。

運送費用を別途に精算しない場合は、その運送の料金を含む工事代金について、単価の明細書および総価の内訳により工事命令で定める値引きを行なう。

第 26 条 契約により発注者が提供する材料および製品の請負者による引取り、荷造りおよび保管

26. 1. 契約に一定の材料、製品または建設用部品を発注者が提供することを定めている場合、請負者は、その提供の時期を通知され、それが現場に到着した時それを引取る。

26. 2. 引取りが発注者の代理人の面前で行われた時は、引取られた数量に関する立会いによる書類が作られる。

26. 3. 引取りが発注者の代理人が不在の時に行われた場合、請負者が引取った数量は、引渡しをした運送人または供給者あてに請負者が渡した受領書の数量に相当するものとみなされる。

その場合、請負者は、送り状または通知された引渡し書により、通常指摘し得るような脱漏、誤り、損傷または欠陥がないことを確認しなければならない。もし脱漏、誤り、損傷または欠陥を認めた時は、その運送者または供給者に慣例の条件を付し、直ちにその旨を施工監理者に報告しなければならない。

26. 4. 材料、製品または建設用部品の運送方法の如何を問わず、また在庫品から取得する場合においても、請負者は、特記契約約款に定める条件および期間に従い、材料、製品または部品につき、倉庫または現場への納入を含めて、荷おろし、陸あげ、荷造り、再積載、及び

運送に必要な措置をとらなければならない。

請負者は、賃借料、船積期間の遅延料、荷おろし期間の超過料、荷おろし期間の超過によるすべての増加費用、すべての違約金および規則、公認料金、又は協定によって生ずるすべての料金を支払うが、請負者は、遅延が自己の過失から生じた場合に限り、料金、及び違約金を負担するにすぎない。

- 26. 5.** 一定の材料、製品または部品の質または量を維持するため、倉庫に納める必要があることが契約で定められている時は、請負者は、必要な倉庫をたとえ現場以外であっても、特記契約約款に定める条件および地域に従って、建造するか又は入手しなければならない。

請負者は、倉庫、荷造り、積み込み、保管および倉庫と現場の間の運送の費用を負担する。

- 26. 6.** 請負者は、すべての場合に、材料、製品および部品について、それらを引取った暗から保管する。請負者は、場合により、契約で定める特別な保管条件を考慮して保管者としての法的な責任を負う。

- 26. 7.** 請負者は、契約に次の事項が定められている場合に限り、発注者が支給する材料、製品または部品の全部または一部を受領しなければならない。

支給するものの内容

材料、製品または部品の種類、出所および特性

上記のものの検査

施工監理者が請負者に提供する検査手段

- 26. 8.** 契約に特別の定めがない場合、第 26 条に定める作業から生ずる費用の負担分は契約代金中に含まれるものとみなす。

第 27 条 構造物の設置位置図と杭打標示

27. 1. 構造物の設置位置の一般図

構造物の設置位置の一般図は、構造物の位置を、平面測量と高低測量により、定められた基準点に基づいて正確に示す図面である。この図面は工事命令により請負者に通知されるが、この通知は、契約の通知日から一週間以内に、また、工事の開始を命ずる工事命令が契約通知書より遅れる時は、遅くとも工事命令と同時に通知される。

27. 2. 通常の杭打標示

27. 21. 通常の杭打標示は、地面にしっかり固定した番号付の杭を用いて、設置位置一般図によって定められた構造物の位置を地上に示すことによって行われる。その杭の上端は、第 27. 1. に示す一定の基準点をもとにして位置と高さが示される。杭の位置は、構造物の設置位置一般図の上に示される。

27. 22. 通常の杭打標示が契約の調印前に行われた時は、請負者に通知される設置位置一般図には杭の位置の表示が含まれる。

27. 23. 杭打標示が契約の調印前に行われない時は、契約に別段の定めがない限り、杭打ちは、請負者がその費用を負担して、施工監理者の立会いのもとに実施される。

27. 3. 地下構造物または埋設構造物の特殊な杭打標示

27. 31. 工事が発注者または第三者に属する導管や地中線などの地下構造物または埋設構造

物の直上、直下あるいはこれに隣接して施工しなければならない時は、これらの構造物の性質および位置に関するすべての情報を収集して、特殊な杭打標示によってそれを地上に表示するために請負者に知らせることは、契約担当官および施工監理者の義務である。対応する杭の位置は、第 27. 21. に記された通常の杭打標示の図面上に記入される。

27. 32. 特殊な杭打標示は、それが契約の調印前に行われた場合を除き、請負者が費用を負担して施工監理者の立会いのもとで行われる。

27. 33. 特殊な杭打標示で示されていない地下構造物または埋設構造物が工事の実施中に判明した時は請負者は、文書でそれを施工監理者に通知する。この場合、その測定については立会いのもとに行われる。

請負者は、とるべき措置につき施工監理者が工事命令で決定を下すまで、近接工事を中止しなければならない。

27. 4. 杭打標示の記録……杭の保存

通常の杭打標示および特殊な杭打標示が、契約調印後に実施される場合、施工監理者がその実施に関する記録を作成して工事命令により請負者に通知する。

請負者は杭の保存に注意し、必要がある時は杭を打ち直し、又は取り替えなければならない。

27. 5. 補足の杭打標示

27. 51. 工事を実施する時は、請負者は必要な数の杭を用いて、通常の杭打標示および場合により特殊な杭打標示を補足しなければならない。

27. 52. 補足の杭打標示として設ける杭は、通常の杭打標示として設けた杭と区別できるようにしなければならない。

27. 53. たとえ施工監理者が検査を行ったとしても、補足の杭打標示については、請負者だけが責任を負う。

第 28 条 工事の準備

28. 1. 準備期間

工事を実施する前に、発注者と請負者が準備措置をとり、また、工事の実施に必要な文書を作成するための準備期間を設けることが特記契約約款に定められている場合において、特記契約約款に期間の定めがない時は、準備期間は 2 ヶ月とし、工期に含めるものとする。

28. 2. 施工計画

施工計画には、特に使用される材料および工法、さらに施工の予定表を定める。現場施設と仮りの建造物は施工計画に付記する。

共同企業体の場合、代表者が請負者に課された工事の調整を確保するためにとるべき措置を施工計画に示さなければならない。

施工計画は、準備期間が経過する少なくとも 10 日前に、準備期間が特記契約約款に定めていない時は、契約通知後遅くとも 1 ヶ月以内に、施工監理者の署名を受ける。この署名により請負者の責任が軽減されることはない。

特記契約約款に別段の定めがない限り、署名が欠けていても工事の施工を妨げない。

28. 3. 安全および衛生計画

特記契約約款に定めがある場合、第 31. 4. に列挙する措置および対策は安全および衛生計画の対象となる。

第 28. 2. の第 3 段落、第 4 段落の規定は、この計画に適用する。

第 29 条 施工図、構造計算書、詳細検討書

29. 1. 請負者が提出する文書

29. 11. 特記契約約款に別段の定めがない限り、請負者は、施工図、構造計算書、詳細検討書等、工事の実施に必要な書類を契約に従って作成する。

そのため請負者は現場で必要な一切の測量を行い、測定誤差の影響について責任を負う。請負者は、場合に応じて安定性および強度の計算書を作成し、照査し、或いは補足する。

発注者が交付した基礎文書の中に誤りを認めた時は、請負者は直ちに文書でそれを施工監理者に通知する。

29. 12. 施工図には細心の注意を払って寸法を記入し、工事の種々の性質を明らかにし、工事に用いる材料の品質を示さなければならない。

施工図には、契約に定める技術仕様書に従って、工事の形状、仕上げの状況、工事の構成部分と組み合わせ部分の形状、鉄筋およびその配置を余すところなく示さなければならない。

29. 13. 請負者の注意と配慮により作成される図面、構造計算書、詳細検討書その他の文書は、施工監理者の同意を得るものとし、施工監理者は概算積算の提示を求めることができる。

特記契約約款に定めがある場合は、ここに列挙した文書の全部または一部について施工監理者の署名を受けるだけでよい。

29. 14. 請負者は、施工に必要な文書に対する施工監理者の同意または署名を受けた後でなければ施工を開始することはできない。

この文書は、一般技術仕様書あるいは特記契約約款に別段の定めがない限り、トレーシングペーパーで作成したもの 1 部を含めて 3 部提出する。

29. 2. 施工監理者が交付する文書

施工監理者が工事の実施に必要な文書を請負者に交付することが契約に定められている時は、請負者は、その文書の内容について責任を負わない。しかし、請負者は、この文書に、専門家が通常発見できるような誤り、脱漏または矛盾がないことを、施工前に確認する義務を負う。請負者は、誤り、脱漏または矛盾を発見した時は、直ちに文書で施工監理者に通知しなければならない。

第 30 条 契約条項の変更

請負者は、任意に、契約に定める技術規定を変更することはできない。

請負者の施工した工事が契約条件と異なる時は、請負者は、工事命令による施工監理者の指令に基づき、工事命令で定める期間内に、再施工しなければならない。

しかし、施工監理者は、請負者が行った変更を追認することができ、その場合は清算に対して次の規定を適用する。

工事の寸法と質が契約に定めるものを上回る場合、積算は、契約に定める寸法と質に基づくものとし、請負者は値増しを要求することはできない。

寸法と質が契約に定めるものを下回る場合は、積算は、確認された寸法等に基づき作成され、契約金額は第14条に定める方法により新規に決定される。

第31条 現場の施設、組織、安全および衛生

31. 1. 請負工事現場の施設

31. 11. 請負者は、発注者が請負者に使用させる土地が不十分である場合、現場施設のために必要な土地を、請負者の費用およびリスク負担で入手することができる。

31. 12. 請負者は、特記契約約款に別段の定めがない限り、現場構築物に関する一切の費用、及び工事用道路と一般に公開されない現場への連絡道路を含む現場施設の維持費を負担する。

31. 13. 水路によらない限り現場へ容易に接近できない場合、特に凌渌工事、ダム工事、岩塊積み上げ工事の場合において、特記契約約款に別段の定めがない限り、請負者は、施工監理者から要求があるたびに、艀装した舟艇を無料で施工監理者およびその代理人の利用に供さなければならない。

31. 14. 請負者は、工事の発注者の氏名、施工監理者の氏名、資格、住所および施設の検査について責任を負う工事検査官の氏名、住所を表示する掲示を現場および作業所に出さなければならない。

31. 2. 残土の置き場

請負者は、発注者が残土の置き場または仮置場として請負者に使用させることを決定した場所の他に、必要とする残土の置き場を自ら費用とリスクを負担して入手することができる。請負者は、この置き場を施工監理者の指示条件に従って選択すべきものとし、施工監理者は、環境保護等の公益のため必要であれば、特に残土置き場を整備するため特定の措置をとることを条件に承認することができ、又、承認を拒むことができる。

31. 3. 当局の許可

発注者は、公有地や私有地の一時的な占有の許可、道路使用の許可、契約の目的である建造物の建設に必要な工事の許可等を請負者に与える業務を行なう。

発注者と施工監理者は、特に現場の施設と残土置き場に必要なる場所を準備するために、又、請負者が必要とする上記以外の許可を得ることを容易にするために、請負者に協力することができる。

31. 4. 現場の安全と衛生

31. 41. 請負者は、現場において従業員および第三者に関する事故の発生を避けるため、妥当なすべての規律と安全のための対策をとらなければならない。請負者は、すべての規則と関係当局の命令を守らなければならない。

請負者は、現場の照明と見張り、また現場の内外に標識を設置する。請負者は又、必要

に応じて現場に囲いをする。

請負者は、工事により第三者に対して特に一般交通路を迂回できない時は、危険を生じないようにすべての予防措置をとらなければならない。

道路および交差点の危険通行箇所を仮設ガードレールか、その他の適当な方法で保護しなければならない。それらの箇所に、必要に応じて照明を設け、見張りを置かなければならない。

31. 42. 請負者は、従業員が使用する現地施設の衛生を確保するため、有効な措置をとり、特に現場の規模により必要である時は、道路および上下水道を設けなければならない。
31. 43. 特記契約約款に別段の定めがない限り、規律、安全および衛生に関する上記のすべての措置の費用は、請負者が負担する。
31. 44. 請負者が上記の規定に違反した時は、関係当局の権限は別として、施工監理者は、催促をしたのち、効果がなければ、請負者の費用負担で必要な措置をとることができる。緊急の場合、又は危険がある場合、予め催促することなくこの措置をとることができる。管轄当局または施工監理者が介入しても、請負者の責任は免除されない。

31. 5. 一般交通に対する現場標識

工事が一般交通にかかわるものである時は、公衆のための標識は規則の指示に従わなければならない。標識は請負者が当局の関係部門の監督をうけて設置するものとし、請負者は、特記契約約款に別段の定めがない限り、又、第 31. 44. の適用を掛げることなく、標識坂と信号装置を提供し、それを配置し、その費用を負担する。

請負者は、特記契約約款に交通の迂回の定めがある時は、通行止め区間の両端の標識と迂回路の標識を、上記と同じ条件で設置する。

現場付近、通行止め区間の両端および迂回路の交通の取締りは、当局の関係部門に所属する。しかし、施工監理者の要求により、請負者は必要な補助者をこの関係部門に使用しなければならない。この補助者の費用は、官営工事に関する第 11. 3. の規定により請負者に支払われる。

請負者は、当局の関係部門に文書により、少なくとも 3 日前に、工事開始の日付と、もしあれば現場の移動性を付記して、予告しなければならない。

請負者は、上記と同一の形式、同一の期間内に、関係部門に対して現場の撤去と移動を報告しなければならない。

31. 6. 交通と水の流れの維持

31. 61. 請負者は、特に人の通行にかかわる交通などの現場を通るあらゆる種類の交通と水の流れが適切に維持されるように工事を実施しなければならない。ただし、特記契約約款に交通および水の流れを制限するための条件が明確に定められている場合はこの限りではない。
31. 62. 請負者が上記の規定に違反した時は、関係当局の権限を妨げることなく、施工監理者は催促したのち、効果がなければ、請負者の費用負担により必要な措置をとることができる。

緊急の場合、又は危険がある場合は、予め催促することなくこの措置をとることができる。

る。

31. 7. 住宅地、交通頻繁な土地または保護区域の近隣で実施する工事に対する特別な制限

工事が住宅地、交通の頻繁な土地または環境保護区域の近くで実施される時は、法令と規則の適用を妨げることなく、請負者は、土地の使用人とその隣人に及ぼす迷惑をなるべく少なくするため、費用とリスクを負担して必要な措置をとらなければならない。

特に、通行の困難により生ずる迷惑、機械の騒音、振動、煙、填に関してはこの措置をとらなければならない。

31. 8. 導線または電気通信用地下施設の近くで実施する工事に対する特別の制限

第 27. 3 に規定する特殊な杭打ちが電線または電気通信用地下施設に関するものである時は、請負者は、掘削を始める少なくとも 10 日前に、電線またはその地下施設に対して権限を有するものとして杭打ち文書に示されている業務部門に、そのような指示を欠く場合は電気通信の地方事務所に、掘削を予告しなければならない。

31. 9. 建造物の解体

31. 91. 請負者は、施工監理者に対して 1 週間前に予め要求した後でなければ、現場にある建造物を解体することができない。この期間内に回答がなければ、許可されたものとみなされる。

31. 92. 請負者は、特記契約約款に別段の定めがない限り、解体によって生じた材料と製品を保管するため、特別の注意を払う義務はなく、又、それらの再使用を容易にするため選別する義務もない。

31. 10. 爆発物の使用

31. 10. 1. 場合により契約に定める制限または禁止事項を条件として、請負者が爆発物を使用する時は、請負者は従業員と第三者に何らの危険も生じないように、又、近隣の財産と工作物および契約の目的物である工作物に損害も生じないように、自らの責任で必要な注意を払わなければならない。

31. 10. 2. 請負者は、作業期間中、特に発破の実施後において、爆破斜面と高所の地面を発破により直接または間接に動かされた岩石、その他のものの一部を落下させるため、適時に点検しなければならない。請負者は、このことにより第 31. 10. 1. に定める責任を免除されない。

第 32 条 不発弾

32. 1. 工事の施工場所に不発弾があり得ることが特記契約約款に示されている時、請負者は、当局の定める調査と安全の特別措置をとらねばならない。

請負者は、不発弾を発見した時は、

- a) その近隣での工事を中止して、柵、標識版、警標により一切の交通を禁止する。
- b) 直ちに施工監理者と不発弾を除去させる責任を持つ当局に報告する。
- c) 工事命令による許可を得たのちに、はじめて工事を再開する

32. 2. 不発弾の偶発的な爆発があった場合、請負者は、直ちに施工監理者と関係当局にその旨を報告し、本条 1 の a) 及び c) に定める措置をとらなければならない。
32. 3. 本条の規定によって生ずる費用で証明されたものは、請負者に負担とはならない。

第 33 条 現場で発見した物資、物体および遺跡

33. 1. 請負者は、工事中に、特に掘削または解体中に現場で発見したすべての種類の物資と物体に対しては、いかなる権利も有しない。しかし、施工監理者がその採掘或いは保管を請負者に要求する時は、補償を受ける権利を有する。
33. 2. 請負者が工事中に芸術的、考古学的または歴史的な価値を有する可能性のある物体または遺跡を採掘した時は、請負者はその旨を施工監理者に報告し、又、発見した土地の市町村長に規則による届出をしなければならない。
- 請負者は、契約担当官の許可なしにこの物体または遺跡を移動させてはならないものとし、このことにより、現行の法令または規則の適用を妨げられることはない。請負者は、偶然に地中から採掘したものを安全な場所に置かなければならない。
33. 3. 工事中に遺骸を発掘した時は、現行の法令または規則の適用を妨げることなく、請負者はそれを発見した土地の市町村長と施工監理者に報告する。
33. 4. 第 33. 2. と第 33. 3. に定める場合、請負者は発見に伴う費用で証明されたものにつき、補償を受ける権利を有する。

第 34 条 公道の破損

34. 1. 工事に際して、トラック運送または特別な機械の通過により公道に生じた破損に対して費用負担または修理をなすべき場合には、その負担は請負者と発注者が折半する。
34. 2. 運送または通過に関して特記契約約款に通過の道順、積荷の制限、速力、通行禁止期間に関する定めがある場合において、請負者がこの定めに関し全く従わなかった時は、請負者だけが費用または修理を負担する。
34. 3. 運送または通過が道路規則または関係当局の公道の保持に関する布告、決定に違反する場合においても、請負者だけが費用または修理を負担する。
- 請負代金を決定したとみなされる月の初日以降に、法令により運送または通過に関する公道の利用条件が変更され、請負者がこの変更により予期できなかった損害を受けたと認める時は、請負者は、これを明示した申請書を直ちに施工監理者に提出して、損害の補償を受けなければならない。提出が遅れると補償を受けることができない。
- 上記 2 項の規定を適用するため、霜解け・雪解け時の重量車通行規制の制定を定める布告を援用することはできない。

第 35 条 工事の運営または施工の方法により生ずる種々の損害

請負者は、工事の運営または施工の方法により、人と財産の及ぼした損害につき発注者に対して金銭上の責任を負う。ただし、この道営または方法が契約の規定または工事命令により生じたことが明らかである時、或いは損害をうけた第三者に訴追された発注者が、請負者

を保証責任のある者として当該裁判所に召喚することなく損害賠償を命ずる判決を受けた時は、この限りでない。

前項の規定は、第 34 条の規定の適用を妨げない。

第 36 条 従業員に対する排除措置

施工監理者は、請負者に対し、請負者が雇用する者を不服従、無能力または不誠実を理由として現場、作業所または事務所から排除することを要求することができる。

第 37 条 使用しない設備、材料の撤去

37. 1. 工事の進捗に応じて、請負者は、工事を実施するため発注者から使用を認められた用地について、撤去、清掃および修復を行なう。

37. 2. これらの措置の全部または一部が契約担当官の命令および催促にかかわらず実行されない時は、催促の時から 30 日経過した後、撤去されない設備、施設、材料、残骸および廃物をその種類に従って、置場か公共の填捨場に権限により運搬し、その費用とリスクを請負者に負担させるか、或いは公売に付することができる。

37. 3. 第 37. 2. に定める措置は、特記契約約款に定めることがある特殊な違約金の適用を妨げることなく、請負者に対して適用される。

37. 4. 公売の場合、売却による収入は第 37. 2. に定める費用と第 37. 3. に定める違約金を控除して請負者の名義で預金供託金庫に払い込まれる。

第 38 条 建造物のテストと検査

建造物のテストと検査は、契約に定めがある時は、請負者がその費用を負担する。

施工監理者が建造物に対し特別のテストまたは検査を命ずる時は、発注者がその費用を負担する。

第 39 条 工作上の欠陥

39. 1. 施工監理者は、建造物に工作上の欠陥があると認める時は、保証期間が終了するまでに、欠陥を明らかにするため適当な措置をとるよう工事命令によって命ずる。この措置には建造物の一部か全部の解体を含めることができる。

施工監理者は、この措置を自ら行なうか、又は、第三者に行わせることができるが、その作業は請負者の立会いの下で、又は正式に請負者を招致して行なわなければならない。

39. 2. 工作上の欠陥を確認した時は、建造物を完全なものに再建するための費用、または契約条件と正規の方法に従って建造する費用、並びに、欠陥を明らかにするため採られた作業に伴う費用は、発注者の賠償請求権を妨げることなく、請負者がこれを負担する。

工作上何らの欠陥も確認されない時は、請負者は、前項に定める費用で、自ら負担した額を補償される。

第 40 条 施工後に提出する文書

契約に別段の定めがない限り、第 29・1・の適用により工事実施前または施工中に提出すべき文書とは別に、請負者は、施工監理者に次の文書を、トレーシングペーパーで作成したもの一部を含み三部提出する。

遅くとも請負者が工事の受取りを要求する時までに、有効なフランス規格の規定と勧告に従って作られた建造物の機能と維持に関する概要説明書。

工事受取後 2 ヶ月以内に、標準 A4 版に折りたたんだ竣工図書。

第V章 受取りと保証

第41条 受 取 り

41. 1. 請負者は、工事が完成された日または完成予定日を契約担当官と施工監理者に同時に文書で報告する。

施工監理者は、請負者を招致して、特記契約約款に別段の定めがない限り、上記の報告書を受け取った日から、又はその日が後になる時は報告書に記載した工事完成日から 20 日以内に、工事受取り前の措置を取る。

施工監理者からこの措置をとる日時を報告された契約担当官は自ら出席するか、又は代理人を出席させることができる。第 41. 2. に定める文書には、契約担当官またはその代理人が出席したことを、また欠席した時は施工監理者が正式にその日時を報告した事実を記載する。

この措置に請負者が欠席した時は、上記の文書にそのことを記載し、文書は請負者に通達される。

41. 2. 受取り前の措置には、次のものが含まれる。

施工した建造物の承認

場合によっては、特記契約約款に定められる試験

場合により、契約に定める作業を履行していないことの確認

場合により、未完成であること又は欠陥の確認

第 19. 11. に関し、特記契約約款に別段の定めがない限り、現場施設の撤去と土地、使用場所の修復の確認

工事の完成に関連する事項の確認

施工監理者は、この措置について直ちに文書を作成し、施工監理者と請負者がこれに署名する。請負者が署名を拒む時は、その旨を記載する。

施工監理者は、文書の日付から 5 日以内に、建造物の受取りを宣言することを契約担当官に進言したかどうかにつき請負者に通知するものとし、宣言することを進言した時は、考慮に入れるよう進言した工事の完成日と、場合によっては受取りに付するよう進言した留保条件を請負者に通知する。

41. 3. 契約担当官は、受取り前の措置に関する文書と施工監理者の進言を参照し、受取りを宣言するかどうか、また、受取りを留保条件付で宣言するかどうかを決定する。契約担当官が受取りを宣言する時は、工事の完成日を決定する。その決定を、文書の日付から 45 日以内に請負者に通知する。

契約担当官の決定がこの期間内に通知されない時は、施工監理者の申し出は承認されたものとみなされる。

受取りが宣言されるか、又は宣言されたものとみなされる時は、工事の完成日として定められた日に受取りの効力を生ずる。

41. 4. 特記契約約款の規定により、一定の試験を建造物の定められた使用期間後に、又は年

間の特定の時期に行わなければならない場合は、受取りはこの試験の完全実施を条件としない限り、行われぬ。

第 44. 1. の保証期間内に行われる試験が満足できないものである時は、受取りは取り消される。

41. 5. 契約に定められた、決算されるべき一定の作業が実施されない時は、契約担当官は、請負者が 3 ヶ月を超えない期間内にその作業を実施しなければならないという留保条件を付け、受取りを宣言することを決定することができる。作業実施の確認にあたり、受取り前の措置に関する文書と同一条件で文書が作成される。

41. 6. 受取りに留保条件が付された時は、請負者は、未完成箇所と欠陥を契約担当官が決定した期間内に、期間が決定されない場合は第 44. 1. に定める保証期間の経過前 3 ヶ月以内に、補完しなければならない。

補完工事が定められた期間内に行われぬ時は、契約担当官は、請負者の費用およびリスクの負担によりそれを実施することができる。

41. 7. 建造物またはその一定の部分が、契約上の仕様に完全に合致してはいないが、認められた欠陥が建造物の安全性、挙動、又は利用を損うことがない場合、契約担当官は、欠陥が軽微であることと仕様に合致させることの困難さを考慮して、欠陥があると考える建造物の改修を命ずることを止め、請負者に契約金額の値引きを提案することができる。

請負者が値引きを承認すれば、値引きの理由となる欠陥は、承認の事実によって償われ、留保条件無しに受取りが宣言される。

請負者が値引きを承認しない場合は、請負者は欠陥を改修する義務があり、受取りは欠陥改修の留保条件を付して宣言される。

41. 8. 建造物の受取りが行われたのち発注者は建造物の所有権を取得する。

しかし、緊急の場合、現状確認書を予め作成して、受取りの前に所有権を取得することができる。

第 42 条 部分の受取り

42. 1. 契約において土木工事の一部、特定の建造物または建造物の一部について、全体工期とは別個の部分工期を定めることば、特記契約約款に別段の定めがない限り、土木工事または特定の建造物もしくは建造物の一部についての受取りが行われることを意味する。

第 41 条の規定は、第 42. 3. と第 42. 4. の規定を条件として部分受取りに適用される。

42. 2. 発注者は、工事全体の完成前に特定の建造物またはその一部を所有するためには、予め部分受取りを行わなければならない。その条件は、特記契約約款に定めがない時は、契約担当官が工事命令によって決定する。この条件には、少なくとも現状確認書の作成を含めなければならない。

42. 3. 部分受取りが行われる土木工事の一部、建造物またはその一部に対する保証期間は、特記契約約款に別段の定めがない限り、部分の受取りが行われた日から開始される。

42. 4. すべての場合、総合工事費計算書は、工事全体に対して唯一であって、最後の部分受取りの決定通知により、第 13. 32. に定める期間が開始される。

42. 5. すべての場合、保証の解除に関する一般条項は、土木工事の全部の保証期間が満了しなれば適用されない。

第 43 条 建造物またはその一部の使用の承認

43. 1. 本条の規定が適用されるのは、契約または工事命令の定めによって、請負者が未完成の建造物またはその一部を、発注者の所有に移すことなく一定期間発注者に使用させて、契約目的でない他の工事を自ら施工するか又は他人に施工させることを認める場合である。

43. 2. 建造物またはその一部につき使用を認める前に、施工監理者と請負者の間で現状確認書が作成される。

請負者は、契約に含まれていないが、発注者に上記のように使用させる建造物またはその一部に関連する工事を見る権利を有する。請負者は、建造物の性質上、上記の工事を認められないと考える時、又は上記の工事により建造物が破損される恐れがあると考えた時は、留保条件を付すことができる。この態度の留保については、理由書を作成して施工監理者に送付しなければならない。

使用の承認期間が終った時は、新しい現状確認書が作成される。

43. 3. 請負者は、発注者に使用させる期間中、建造物またはその一部の保護について責任を負わない。ただし、請負者に責任がある欠陥の結果についてはこの限りでない。

第 44 条 契約による保証

44. 1. 保証期間

契約に別段の定めがない限り、又、第 44・2・に定める期間の延長の場合を除き、保証期間は受取りを実施した日から 1 年とし、改修工事または土工事のみに関する契約の場合は、上記の日から 6 ヶ月とする。

請負者は、第 41. 4. の適用によって生ずる義務の外に、保証期間中はいわゆる「完全履行の義務」を負うものとし、この義務により次のことを実施しなければならない。

- a) 場合により、第 41. 5. と第 41. 6. に定める補完または改修に関する工事と作業を実施すること。
- b) 発注者または施工監理者が指摘したすべての不備を補正して、建造物を受取る時の状態または受取りの時に認められた欠陥を、改修した後の状態に合致させること。
- c) 特記契約約款に従って行われる試験の結果により、必要と認められる強化工事または補正工事を実施すること。
- d) 施工に合致する建造物の図面を、第 40 条に定める条件で施工監理者に提出すること。

上記の b) と c) に定める欠陥を補正するために発注者または施工監理者が命ずる追加工事に要する費用は、欠陥の原因が請負者の責に帰すべきものである場合に限り、請負者が負担する。

完全履行の義務は、通常の使用による損耗を修復するために必要な工事には適用されない。

請負者は、保証期間の満了により完全履行の義務を解除されるが、第 44. 3. に定める義務については、この限りでない。場合により設定された保証は、第 41. 6. に定める条件で

解除される。

44. 2. 保証期間の延長

請負者が、保証期間が満了した場合に第 44. 1. に定める工事と作業を履行しない時、又は第 39 条を適用した結果必要とされる工事と作業を履行しない時は、請負者が保証する、或いは第 41. 6. の規定に従って義務づけられる、工事と作業の完全な実施の時まで、保証期間は契約担当官の決定により延長される。

44. 3. 特別な保証

前条の規定により、一般技術仕様書または特記契約約款において、特定の建造物または特定の種類の工事に対し、第 44. 1. に定める保証期間よりも長期の特別な保証を定めることが妨げられることはない。

この特別な保証が存在することによって、保証の解除が保証期間の満了した後まで延ばされることばない。

第VI章 契約の解除…工事の中止

第46条 契約の解除

46. 1. 効力発生の日を定めた契約解除の決定により、契約の対象である工事の施工を、工事の完成前に終了させることができる。

この場合、第13. 3. と第13. 4. に定める方法により、本条の他の規定を留保して、契約の決済が行われる。

請負者は、第47条および第49条に定める解除の場合を除き、解除の決定によって受ける損害につき、理由がある時は、補償を受ける権利がある。請負者は補償を受けるために、正式に認められた請求書を、総合工事費計算書の通知のあった日から45日以内に提出しなければならない。

46. 2. 契約が解除された場合、請負者またはその財産継承者、後見人、財産管理人または破産管財人は、施工した建造物とその一部を確認するため、調達資材の目録作成のため、また現場の設備と施設の目録作成のため、正式に招致される。これらの措置については、文書が作成される。

この文書の作成により、施工した建造物とその一部の受取りが行われたことになり、また契約解除が行われた日が、第44条に定める保証期間の開始日および第13. 32. に定める最終決済のために定める期間の開始日となる。

46. 3. この文書の日付から10日の期間内に、契約担当官は、施工済みの建造物、又はその一部の維持と安全を確保するため、現場を閉鎖する前にとらなければならない措置を決定する。この措置には建造物の特定の部分の破壊を含めることができる。

請負者が、契約担当官が決めた期間内にこの措置を実施しない時は、施工監理者は職権によってそれを実施させる。

第47条および第49条に定める契約解除の場合を除き、請負者はこの措置に要する費用を負担しない。

46. 4. 発注者は次のものの全部または一部を買上げる権利を有する。

契約の履行に役立つ仮設構築物

現場で必要とする範囲内の調達資材

発注者は、さらに、工事を続行し契約を履行するために特に造られた設備を買上げること、或いは自分で利用できるように保有することができる。

前2項の規定を適用する場合、仮設構築物および設備の買い上げ価格は、その価値の細部分と等価とする。設備を利用するだけのものである場合、賃貸料はその価値の未償却分に応じて決定する。

調達資材は市場価格で削、上げるものとし、市場価格が存在しない時は、第14条を適用して決める価格による。

46. 5. 請負者は、施工監理者が決定する期間内に用地を明け渡さなければならない。

46. 6. 契約において、契約通知後の工事命令によって工事を開始しなければならない旨が定

められている場合は、契約に定める期間内に、又、契約に期間を定めていない場合は、契約の通知から6ヵ月以内にこの工事命令が通知されなければ、請負者は契約を解除する権利を有する。請負者は、工事開始の工事命令を受けた場合、15日の期間内に工事命令に従うことを拒否して、文書で契約の解除を要求しなければ、この権利を失う。

第47条 請負者の死亡、無能力、資産の更正整理または清算

47. 1. 請負者が死亡した時、又は無能力者となった時は、契約の解除が宣告される。ただし、契約担当官が、権利承継者か後見人による工事の続行を承認する場合はこの限りでない。

契約の解除が宣告された時は、解除は死亡の日または無能力者となった日に効力を生ずる。契約の解除により、請負者またはその権利承継者は、補償を受けるいかなる権利も与えられない。

47. 2. 請負者の身体が明白にかつ永続的に無能力である場合、契約を解除することができ、これに対して請負者は補償を請求できない。

47. 3. 請負者の資産の更正整理または清算の場合には、契約の解除が宣告される。ただし、破産管財人が裁判所の決定があった後1ヵ月以内に契約の履行を継続することを決定した場合は、この限りでない。

契約の解除が宣告された場合、破産管財人が契約の履行の続行を断念することを決定した日、又は上記の1ヵ月の期間が満了した日に、解除の効力は生ずる。

契約の解除により、請負者はいかなる補償を受ける権利も与えられない。

47. 4. 本条に定める契約の解除の場合、第46. 3. と第46. 4. を適用するため、権利承継者、後見人、財産管理人または破産管財人が請負者を代理する。

第48条 工事の延期と中断

48. 1. 工事は延期することができる。その場合は、第12条の規定に従って、工事および工事の出来高ならびに使用された材料の確認が行われる。

現場を維持する請負者は、維持に要する費用と、場合によっては工事延期のために被ることのある損害の補償を受ける権利を有する。

工事再開の場合の手持ち費用は、第14条の規定に従って、新しい工事価格と同じように定められる。

48. 2. 1回あるいは続いて起る多数回の延期の結果として、工事が1年以上の間中断された場合は、請負者は契約解除を行なう権利を取得する。ただし、上記の1年の期間をこえて延期する旨を、文書で通告された場合において、請負者が15日以内に契約解除を要求しない時は、この限りでない。

48. 3. 請負者は、月払いが続いて3回振替送金されなかった場合、第3回目の支払いに関する第13. 23. に定められた期日から30日後に、契約担当官宛てに差し出す配達証明付書留書簡により、2ヵ月後に工事を中止する旨の自己の意思を発注者に通告することができる。

もし発注者が、上記の期間内に、配達証明付書留書簡により、工事の続行を命ずる決定を請負者に通知しなかった場合は、請負者は工事を中断することができる。

工事の続行を命じられた場合は、(補償を受ける請負者の権利は別問題であるが) この項の最初の段落にある書留郵便を受け取った日以後、月払いの遅滞に基づいて請負者に払われる遅滞利息が 50/100 だけ加算される。

請負者が、本条 3 項の冒頭の 2 段落の規定に従って正当に工事を中止した場合、工期は、工事を中断した日から遅れていた最初の 2 回の支払いが為替送金された日までの暦日数だけ、当然延長される。

遅れていた月払いのうち少なくとも最初の 2 か月分の為替送金が、工事の実際の中断後 1 年以内に行われなかった場合、請負者は工事を再開せずに、発注者に非があるものとして契約を解除する権利を取得する。

第Ⅶ章 強制措置、紛争および係争の解決

第49条 強制措置

49. 1. 請負者が契約条件または工事命令に従わない時は、第15. 22. と第46. 6. に定める場合を除き、契約担当官は、書面で通知した決定により、請負者に定められた期限内に履行するよう督促する。

防衛に関する契約または緊急の場合を除き、この期間は、実行の催促を通知した日から15日の期間を下回らないものとする。

49. 2. 請負者が催促に従わなかった時は、請負者の費用およびリスク負担において官営工事とするか、或いは契約の解除を決定することができる。

49. 3. 部分的なものに限られる官営工事を確定するため、請負者は、出席するか、又は正式に招致された上で、施工済みの工事、及び残存貯蔵品を確認し、請負者の設備の詳細目録を作成し、官営工事として続行される工事に使用しない設備部分を請負者に引き取らせる。

請負者が工事を再開して完成するために必要な能力があることを証明した場合、請負者は官営工事から免れることができる。

官営工事とする旨の決定通知の暗から1ヵ月の期間が満了したのち、契約の解除を決定することができる。

49. 4. 第49. 2. または第49. 3. を適用して決定する契約の解除は、通常の契約解除の方式によるか、又は請負者が費用とリスクを負担する方式によって行われる。

この二つの場合、第46. 3. を適用して講ずる措置は請負者の負担とする。

請負者が費用とリスクを負担する契約解除が行われた場合、工事を完成するため他の請負者と契約を結ぶ。この契約は、予め広告した入札募集の後に結ばれる。しかし、防衛に関する契約または緊急の場合の契約においては「随意契約」を結ぶこともできる。

第13. 42. の適用除外事項として、解除した契約の総合工事費計算書は、工事を完成するため、新たに締結した契約の最終精算が終了した後でなければ、請負者に通知されない。

49. 5. その工事を官営工事とされた請負者は、工事を見ることは許されるが施工監理者とその代理人の命令を妨げてはならない。

請負者が費用とリスクを負担して締結される新契約についても、同様とする。

49. 6. 官営工事または新契約によって生ずる費用の超過額は、請負者が負担する。超過額は、請負者に支払われる金額から差し引かれるか、或いは支払額がない時は、保証金から差引かれるが、支払額または保証金では足りない場合に請負者に対して行使する権利は、それによって妨げられることはない。

費用が減少する場合、請負者は、その一部でさえ取得することはできない。

49. 7. 共同企業体との間に結んだ契約については、次の特別の規定を適用する。

1. 請負者中の1人が、責任を負う工事の割当て部分を施工する義務を果さない場合、契約担当官は、第49. 1. に定める方法により義務を履行することを命じる決定書を代表者に送付して履行を命ずる。

当該命令により、明白な表示がない場合においても、代表者は、問題となっている請負者と連帯責任を負う義務が生ずる。請負者が命令に従わなかった場合、請負者に対して認められた期間の満了後 1 ヶ月以内に、代表者はその請負者の工事の施工を代行しなければならない。

上記の工事の代行も行われなない場合は、第 49. 2. に定める強制措置をその請負者および代表者に対して適用することができる。

2. 代表者が他の請負者の代理人および調整者として負わされた義務を履行しない時は、第 49. 1. に定めるところにより義務の履行を命じられる。

この命令が、効果を生じない場合、契約担当官は共同企業体に対して 1 ヶ月以内に他の代表者を選任することを要請する。選任された新代表者は承認されれば、旧代表者のすべての権利、義務を承継する。

この選任が行われない場合、契約担当官は、共同企業体の行為を調整するため、個人または法人を選任する。義務を履行しなかった代表者は、他の請負者と連帯責任を負う者としてとどまり、新調整者が参加するための費用を負担する。

第 50 条 紛争および係争の解決

50. 1. 契約担当官の介入

50. 11. 工事命令に対する留保その他の形で、施工監理者と請負者との間に紛争が生じた時は、請負者は、契約担当官に伝達するため、施工監理者に覚え書を提出し、それに理由と請求金額を記載する。

50. 12. 施工監理者が意見を付してこの覚え書を契約担当官に伝達した場合、同官は、施工監理者がこの異議の覚え書を受理した日から 2 ヶ月の期間内に紛争を解決するという提案を、請負者に通知するか、又は通知させる。

この期間内に提案が通知されない時は、請負者の要求は却下されたものとみなされる。

50. 2. 発注者の介入

50. 21. 請負者は、契約担当官の提案または明確な請求却下を受け入れない場合は、この提案が通知された日または第 50. 12. に定める 2 ヶ月の期限が終了した時から 3 ヶ月以内に書面により諾否を契約担当官に知らせ、必要な場合には拒否の理由を陳述した補足覚え書も送付し、発注者に渡してもらう。この定められた 3 ヶ月以内に前述の手続きをとらない場合は、請負者は訴権を喪失する。

50. 22. 契約担当官と請負者の間に紛争が生じた場合、請負者は異議の覚え書を契約担当官に送付し、発注者に渡してもらわなければならない。

50. 23. 第 50. 21. と第 50. 22. に該当する紛争に対する決定を行うのは、発注者である。請負者がこの決定に同意しない時は、この決定により定められる方法が紛争の仮りの解決法として適用され、最終的解決は次に述べる手続きにより行うものとする。

50. 3. 訴訟手続き

50. 31. 契約担当官が第 50. 21. と第 50. 22. に定める請負者の文書または覚え書を受理した日から 3 ヶ月の期間内に、請負者に対し決定を通知しなかった時、或いは請負者が通

知された決定を承認しなかった時は、請負者は管轄行政裁判所に提訴することができる。請負者が行政裁判所に提訴することができるのは、契約担当官に提出した覚え書に陳述された異議申し立て事項および理由に限られる。

50. 32. 契約上の総合工事費計算書にかかわる異議の申し立てに対して、第 50. 23. に従ってなされた決定を請負者に通知してから 6 ヶ月の期間内に、請負者が異議につき管轄行政裁判所に提訴しない時は、この決定を承諾したものとみなされ、すべての異議は却下される。

しかし、第 50. 41. の条件に従う、調停諮問委員会に付託する場合は、6 ヶ月の期間は延期される。

50. 4. 調停諮問委員会の介入

請負者が紛争または係争を調停諮問委員会の審理に付した場合には、鑑定の実施が決定されれば請負者がその鑑定費用を負担する。ただし、公法人は調停委員会の意見により鑑定費用の全額または一部の償還を受けることができる。

50. 5. 共同企業体の場合の紛争および係争の解決

共同企業体との間に結ばれた契約の場合、代表者は、本条の規定の適用について契約上の義務が終了する第 44. 1. に定める日まで各請負者を代理し、その後は請負者各人のみが自らにかかわる訴訟を続行できる。